

議案第85号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合の特例について必要な事項を定める必要があるので、本案を提出いたします。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年葛飾区条例第47号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「行ない、または」を「行い、又は」に改める。

第2条第2号中「第11条」の次に「、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則」
を、「勤務時間条例第12条」の次に「、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則」
を加え、同条第3号中「第13条第3項」の次に「、勤務時間条例第18条第2項の規定に基
づく規則」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。